

基本方針1 ごみを減らす仕組みづくりの推進

資料5別紙1

<評価>

基本施策1 情報の共有化	これまでの取組	効果・課題	評価
個別施策1 情報提供の拡充 市報、ホームページや情報誌などを活用し、ごみの3R運動や処理に関する情報を積極的に提供します。 また、ごみ処理に関する年次報告書を作成し、処理コストや計画の進捗状況などについて、広く共有化を図ります。	・ごみと資源の情報誌「サイチョプレス」(新聞折込・年4回)の発行による情報提供。 ・サイチョプレス上での「ごみ減量検定」を実施し、分別ルール等を周知。 ・サイチョプレス上で、ごみ量やごみの組成割合等について公開。 ・H20年6月の新制度開始に合わせごみ関連ホームページをリニューアル。	【効果】 ・ごみ減量検定の応募数及び合格数が着実に向上している。 (応募数) H21:1,393人→H22:1,701人 (合格率) H21:69.1%→H22:76.1% 【課題】 ・周知が不十分な部分については重点的な広報を実施することが必要(例:H22年度ごみ減量検定 正答率最下位(61%)「古紙として出せるもの」についての問題)。	○
個別施策2 処理・処分体制の公開 市施設における施設見学の拡充を図るとともに、市が処理委託している民間施設の見学についても受け入れるよう調整を行います。	・サイチョプレス上でのリサイクル施設紹介記事を掲載(実績 延べ2回)。 ・クリーンにいがた推進員研修において施設見学を実施(実績 延べ35回)。	【効果】 ・施設見学の拡充等により処理・処分体制の公開を強化し、ごみ処理に係る市民の理解が広がった。	○
個別施策3 出前講座の拡充 「さわやかトーク宅配便」制度を活用し、職員が地域に直接出向き、情報提供や要望の把握に努めます。	・H22.6月 自治会やクリーンにいがた推進員に「さわやかトーク宅配便」の活用による勉強会開催を依頼。 ・出前講座等で「ごみダイエット読本」を活用することにより講座の水準を確保(配布実績 H22:26,000部)。	【効果】 ・平成22年度さわやかトークのテーマ別件数で1位(36件)。 【課題】 ・出前講座の評価や効果が把握できていない。	○
基本施策2 市民・事業者・市の協働した体制づくり	これまでの取組	効果・課題	評価
個別施策1 クリーンにいがた推進員制度の創設 自治会ごとにクリーンにいがた推進員を選任し、地域と一体となったごみの3R運動を展開します。	・H19年度にクリーンにいがた推進員制度を創設。 ・クリーンにいがた推進員に対する研修会の実施(開催実績 H22回数:51回 参加者数:3,030人)。 ・クリーンにいがた推進員研修での施設見学の実施(再掲)。	【効果】 ・分別の定着、地域におけるごみ減量意識の向上、ごみ量・分別状況の維持、クリーンアップ作戦への参加率増加 【課題】 ・ごみ当番の様な役割になり、推進員の負担増になっていることと、やる気を維持することが課題。	○
個別施策2 事業者の取り組みの促進 ごみ3R運動に向けたガイドラインを作成するとともに、優良事業所の表彰制度などを創設し、事業者による店頭回収や簡易包装など、ごみを出さない商品やサービスの提供を促進します。 また、拡大生産者責任に基づく取り組みの強化を要請していきます。	・ごみ減量化・資源化協力店認定制度に基づき、事業者の3R運動の取組を支援。 ・事業者独自の資源化の取り組みを紹介する「3R通信」を定期的に発行。 ・「事業系ごみ ごみ減量・リサイクルガイドライン」のパンフレットを作成・配布し、事業者向け説明会を開催(H20実績 配布:12,000部 開催:26回)。 ・事業所の個別訪問による排出指導(訪問実績 H22:6,636事業所)。 ・拡大生産者責任に基づく取り組みの強化として、国に対し関係団体を通じて要望書を提出。	【効果】 ・資源化協力店数(H19:144店舗→H23:161店舗)。 ・ペットボトルの店頭回収(H19:79店舗→H23:142店舗)。 【課題】 ・事業者がもっとメリットを感じることでできる支援制度の構築。 ・リサイクルガイドラインの存在を知らない事業者がいる(市アンケート調査より)。	○
個別施策3 三者協働による推進体制の整備 市民・事業者・市が一体となって3R運動を展開できるような推進体制の整備に努めます。 また、NPOなどの市民団体やボランティア団体なども連携しながら取り組みます。	・地域活動費補助金により、資源循環型社会形成に資する市民の活動を支援。 ・ごみ減量・資源化協力店認定制度に基づき、事業者の3R運動の取組を支援。	【効果】 ・地域活動費補助金の資源循環型社会形成に資する活動申請件数(H19:50件、H20:77件、H21:95件)。 ・資源化協力店数(H19:144店舗→H23:161店舗) 【課題】 ・緊密な連携、情報交換を行える体制の整備。 ・資源化協力店制度の硬直化。	△
基本施策3 意識啓発・環境教育の推進	これまでの取組	効果・課題	評価
個別施策1 意識啓発の拡充 ごみに対する理解と関心を深め、主体的に3R運動に取り組んでいただくため、地域コミュニティ協議会やクリーンにいがた推進員と連携しながら環境問題に関するイベントを開催するなど、幅広い年齢層に向けた意識啓発を展開します。	・大学・専門学校の新入生に対するごみの出し方説明会の実施(H22年度実績 説明会回数:29回、聴講者数:計5,395名)。 ・ごみと資源の情報誌「サイチョプレス」(新聞折込・年4回)の発行による情報提供(再掲)。 ・サイチョプレス上での「ごみ減量検定」を実施し、分別ルール等を周知(再掲)。 ・クリーンにいがた推進員研修において施設見学を実施(35回)(再掲)。	【効果】 ・ごみ減量検定の応募数及び合格数が着実に向上している(再掲)。 (応募数) H21:1,393人→H22:1,701人 (合格率) H21:69.1%→H22:76.1% ・リバウンド防止、ごみ量の維持(1人1日あたりごみ量H21:479g→H22:473g) 【課題】 ・環境意識の低いアパート等住民への啓発が十分とはいえない。 ・広報紙等が届かない、あるいは届いても読まない市民が存在。 ・クリーンにいがた推進員やコミュニティ協議会との連携が薄い。	○
個別施策2 環境教育の充実 小・中学校への副読本の配布や施設見学を継続して行います。 また、環境の大切さを「知識」から「参加・行動規範」に高めるため、幼児から高校・大学までの各年代における環境教育を一層充実させるとともに、より幅広い年齢層の市民が、身近なところで環境学習の機会を得られるような取り組みを進めます。	・小学校4年生を対象とした社会科用副読本「ごみってなあに？」を市内全小学校に配布。 ・小学校5、6年生、中学生を対象とした社会科用副読本を市内全小中学校に配布。 ・手数料の市民還元事業として環境教育モデル校、環境教育実践協力校を指定し、教育現場での環境教育を支援。 ・リサイクル啓発施設(エコプラザ)での見学者等の受入れ。	【効果】 ・環境教育実践協力校の指定件数増加(H19:2校→H23:8校)。 【課題】 ・小学校入学前の児童や低学年、高校生以上を対象とした環境教育の充実。 ・教育機関と行政のニーズマッチングのため教育委員会等との連携が不十分。	△
基本施策4 協働による3R運動の推進	これまでの取組	効果・課題	評価
個別施策1 マイバッグ運動などの推進 ごみを出さない商品提供に積極的な店舗の認定などを行うとともに、ごみの3R運動についての啓発を強化し、マイバッグ運動や簡易包装など、環境にやさしい買い物運動を推進します。 また、リターナブル容器の使用など、ごみの発生抑制・再使用に有効な手法の普及・促進を図ります。	・ごみ減量化・資源化協力店認定制度に基づき、事業者の3R運動の取組を支援(再掲)。 ・「新潟市民ノーレジ袋運動」の宣言を行い、マイバッグ啓発ポスターの掲示等によるキャンペーンを展開。 ・「食べ残しもったいないキャンペーン」を実施し、ドギーバッグの配布等により3Rの意識啓発を展開。 ・大規模イベント等で「リターナブル容器」の使用を促進(新潟市:新潟国体会場で実施 民間:アルビレックス新潟サッカー会場で実施)。	【効果】 ・ごみ減量化・資源化協力店で、マイバッグ持参の推奨に取り組んでいる店舗数(H19:144店舗→H23:161店舗)。 ・マイバッグ持参率(※)(H18:25.0%→H22:49.6%) (※環境にやさしい買い物運動実行委員会アンケートで「いつも持参する」と回答した割合) 【課題】 ・マイバッグ以外の取組の強化	○
個別施策2 リサイクルプラザ事業の推進 リサイクル提供事業、リサイクル情報登録バンク、リサイクル体験講座、啓発ビデオや図書の貸し出しなど多くの市民が利用できるような啓発活動を推進します。	・エコプラザや新田、新津、鍍湯の各清掃センターでは、不用品として市民から提供された家具類を補修・清掃し、リサイクル品として希望者に提供(提供実績:延べ2,250件点(H22年度))。 ・エコプラザではリサイクル体験講座、啓発ビデオや図書の貸し出しを行い啓発活動を推進。 ・新田清掃センターでは「ごみ」「リサイクル」「環境問題」に関する図書とビデオを備え、閲覧と貸し出しを行っている。	【効果】 ・エコプラザの講習会参加者数、リサイクル品展示数等で、新制度移行直後の水準を維持。 【課題】 ・エコプラザの指定管理者制度移行により、実施事業の内容、成果の検証が必要。	○
個別施策3 生ごみリサイクルの推進 コンポスト・EMポカシ容器、電動生ごみ処理機の普及拡大に努めるとともに、新たな生ごみリサイクルの手法についても調査・検討を行います。 また、舞平清掃センターにおける学校給食などの生ごみコンポスト事業も引き続き行っていきます。	・コンポスト・EMポカシ容器の減額販売。 ・電動生ごみ処理機の購入補助。 ・乾燥生ごみ拠点回収(H23新規事業)。 ・生ごみ水切り用具モニター制度(H22)→生ごみ水切り運動推進事業(H23)。 ・食べ残しもったいないキャンペーンの実施(H22)。 ・舞平清掃センターにおける学校給食残さの堆肥化。	【課題】 ・家庭系生ごみの排出量に変化がみられない。 ・電動生ごみ処理機補助実績の低迷(実績 H19:320件→H22:78件)。	△

○:計画通り実施し効果が発現、△:計画通り実施(一部実施を含む)したが効果が不十分、×:計画通り実施できず効果が低い又は不明

基本方針2 家庭系ごみの分別拡充と有料化の推進

資料5別紙2

<評価>

基本施策1 「10種13分別」による資源化の推進	これまでの取組	効果・課題	評価
<p>地区ごとに異なる分別区分を統一し、リサイクルを推進するため、平成20年度中に表11に示す「10種13分別」を実施します。</p> <p>ただし、巻広域については、これまでの経緯から3年間の特例期間を設け、表11に示す「8種11分別」を実施し、その中で資源化の向上を図ります。</p> <p>なお、特例期間中であっても、分別の全市統一に向けた検討を続けていきます。</p> <p>表11(省略)</p>	<p>これまでの取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成20年6月に新ごみ減量制度へ移行。 巻広域の分別統一について検討を続け、プラスチック製容器包装のモデル収集を実施。 	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> 家庭系ごみ量が3割減少。 容器包装リサイクル法に基づく分別基準適合物の品質判定が向上し20年度以降は毎年A判定を得ている。 びんのコンテナ回収を含む新ごみ減量制度開始の結果、割れびんが減り資源化率が大幅に上昇(H19:60%→H21:99%)。 巻広域でのプラスチック製容器包装のモデル収集により、分別意識の向上が見られた(回収実績 H21:6t→H22:80t)。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 古紙の混入率は新制度開始により減少傾向にあるものの未だ高い(混入率 H19:20.4% H21:17.4%)。 巻広域全域でのプラ分別収集の推進。 	<p>△</p>
<p>基本施策2 資源物の多様な排出機会の確保</p> <p>資源物の受け皿をより多く確保するため、引き続き自治・町内会など地域団体による集団回収を促進するとともに、古紙やペットボトルなど、行政による拠点回収を継続していきます。</p> <p>また、資源物の店頭回収については、「トレイtoトレイ」など、より高品質なリサイクルも可能なことから、回収店舗・品目の拡大を促進します。</p>	<p>これまでの取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 補助等により集団資源回収を推進。 拠点回収品目を拡充(乾電池(H20～) 古布・古着(H22～))。 廃天ぷら油の回収を自治会単位の希望制に拡大。 ごみ減量化・資源化協力店における店頭回収実施店舗数を拡大。 	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> (集団資源回収)登録団体数(H19:1,559団体→H22:1,693団体) 古紙回収量(H19:26,732t→H22:30,164t) (拠点回収)乾電池回収量(H22:57t), 古布・古着回収量(H22:139t) (店頭回収)食品トレイの店頭回収実施店舗数(H19:96店舗→H23:107店舗) <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 集団資源回収、拠点回収、行政回収の重複による効率性の低下。 	<p>○</p>
<p>基本施策3 家庭系ごみ有料化の実施</p> <p>ごみの減量・リサイクルを推進するとともに、ごみ量に応じた費用負担の公平化を図るため、分別変更と同時に、以下の考え方に基づく有料化を実施します。</p> <p>有料化の意義 ごみ分別・リサイクルの促進による排出抑制 ごみの発生抑制・再使用の促進 ごみ量に応じた費用負担の公平化 環境に対する市民の意識改革 事業系ごみの混入排除</p> <p>有料化の対象・手法(省略)</p>	<p>これまでの取組</p> <ul style="list-style-type: none"> H20年6月の新制度移行に伴い有料化実施。 市民還元事業の充実化を図る。 	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> H20年6月の新制度開始により、ごみ量が減少し、リサイクル率が向上。(1人1日あたりのごみ量 H19:670g→H21:479g) (リサイクル率 H19:18.3%→H21:27.5%) 	<p>○</p>
<p>基本施策4 制度定着に向けた取り組みの推進</p> <p>分別変更・有料化の実施を円滑に実施するため、市民PRを行うとともに、丁寧できめ細かな説明会を開催します。</p> <p>また、制度変更時には「駆け込み」排出が急増することが予想されるため、事前に適正な処理が行える体制を整えます。</p>	<p>【制度開始前】</p> <ul style="list-style-type: none"> 2,000回を超える住民説明会により約10万人に説明。 住民説明会用に15分程度のビデオを作成。 テレビCMをはじめとした多様な媒体での広報を実施。 「お試し袋」、「ごみ分別百科事典」の配布。 駆け込み排出への対応。 <p>【制度開始後】</p> <ul style="list-style-type: none"> ごみと資源の広報紙「サイチョプレス」(新聞折込・年4回)の発行による情報提供(再掲)。 学習本「ごみダイエット読本」を作成し配布。 	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●制度の定着による分別遵守 ●家庭系ごみ量が3割減少。(再掲) ●容器包装リサイクル法に基づく分別基準適合物の品質判定が向上し20年度以降は毎年A判定を得ている。(再掲) ●リバウンド防止・ごみ量の維持 ●1人1日あたりごみ量(H21:479g→H22:473g)(再掲) 	<p>○</p>

○:計画通り実施し効果が発現、△:計画通り実施(一部実施を含む)したが効果が不十分、×:計画通り実施できず効果が低い又は不明

<評価>

基本施策1 排出抑制・リサイクルの推進		これまでの取組	効果・課題	評価
<p>事業者の自発的な取組を促すとともに、資源物や産業廃棄物の搬入規制を強化し、自己処理責任に基づく排出抑制・リサイクルを推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排出抑制・リサイクルに向けたガイドラインなどの作成 ・優良事業者表彰制度などの創設 ・資源物などの搬入規制の全市拡大 ・減量計画書などによる計画的な取り組みの促進 ・市職員による立ち入り指導・相談 ・排出事業者・収集運搬業者・リサイクル業者との連携強化 	<p>・「事業系ごみ 減量・リサイクルガイドライン」のパンフレットを作成・配布し、事業者向け説明会を開催（H20実績 配布：12,000部 開催：26回）。（再掲）</p> <p>・事業所の個別訪問による排出指導（訪問実績 H22：6,636事業所）。（再掲）</p> <p>・H20年6月より古紙の搬入規制を全市の焼却施設に拡大。</p> <p>・大規模事業所に対し、減量計画書の提出を義務付け（H22年度実績 対象事業所数：472社、提出率：98.7%）。</p> <p>・大規模事業所への立入検査を実施。平成21年度より専門指導員を配置し、資源化への取組や資源ごみの資源化への指導を強化（H22年度実績 立入り検査回数：185回）。</p>	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減量計画書の提出率が向上し、ごみ資源化率が60%台で推移（提出率 H19：87.9%→H22：98.7%）。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭ごみに比べて減量率が低い。 ・依然として古紙の混入がある。 ・食品廃棄物の資源化が不十分。 ・資源化可能物（びん・缶・ペット）をはじめとした産業廃棄物の混入。 ・事業者への情報提供が不十分。 ・表彰制度など規制的手法以外の取組が未実施。 	×	
基本施策2 自己処理責任の強化		これまでの取組	効果・課題	評価
<p>個別施策1 処理手数料の見直し</p> <p>事業系ごみの搬入手数料については、廃棄物処理法により事業者のごみは自己処理責任が原則であることから、ごみ処理原価を徴収することを原則とし、10kgあたり130円とします。</p> <p>また、家庭系ごみの搬入手数料については、新津地区・白根広域・豊栄地区の現行の手数料設定が事業系の約半額程度であることや、家庭系の指定袋の負担水準とのバランスを考慮し事業系ごみの半額程度とします。</p> <p>なお、新津地区・白根広域においては、有料指定袋による搬入を基本としています。袋による排出が馴染まないものも多いことから、単純従量制による手数料を徴収するものとします。</p>	<p>・事業系ごみの処理手数料を見直し、10kgあたり130円とした。</p> <p>・平成22年度清掃審議会において、事業系ごみ搬入手数料についての見直しを行い、現行水準に据え置くとの結論を得た。</p>	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域間で異なっていた処理手数料を統一することにより、不公平の解消につながった。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処理手数料が資源化にかかるコストよりも安いため、資源化を阻害している（特に食品廃棄物）。 	○	
<p>個別施策2 市による事業系ごみ収集の廃止</p> <p>新潟広域・豊栄地区で行っている市による事業系ごみの収集については、事業者の自己処理責任に基づき廃止し、ごみ処理業者による処理への移行を促進します。</p>	<p>・事業系ごみの行政収集を平成20年6月の新制度開始とともに廃止。</p>	<p>【効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者自らが収集・処理（委託を含む）を行うことにより、自己処理責任の強化につながった。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・依然として小規模事業者からステーションに排出される事業系ごみが存在。 ・事業者（特に小規模）に対する、情報提供が不十分。 	○	

○：計画通り実施し効果が発現、△：計画通り実施（一部実施を含む）したが効果が不十分、×：計画通り実施できず効果が低い又は不明

基本方針4 違反ごみ対策と不法投棄対策の拡充

資料5別紙4

<評価>

基本施策1 ごみステーションにおける違反ごみ対策	これまでの取組	効果・課題	評価
<p>分別方法や排出方法について、パンフレットなどを通じた広報・啓発活動を強化するとともに、「クリーンにいがた推進員」と連携した対策を推進します。 また、ごみステーションの設置などに対して支援し、ルールが守られる環境整備を推進するほか、繁華街など適正排出が困難な地域に応じた対策を強化します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会、不動産業者、大学・専門学校に対する啓発活動の強化 ・クリーンにいがた推進員との連携 ・ごみステーションへの支援制度 ・繁華街など適正排出困難地区における対策の強化 	<p>・違反ごみの多いごみ集積場の現地調査を行い、共同住宅の管理会社等に対して指導を実施(巡回箇所数 H20:110箇所 H22:459箇所)。 ・「ごみ減量・推進月間(22年6月)」においてごみ集積場の早朝巡視を実施(巡回箇所数:1,126箇所)。 ・クリーンにいがた推進員と連携したごみ分別指導の実施。 ・自治会等に対し、違反ごみ等を防止する看板を配布すると共に、カラス対策用の特殊ネットの譲与やごみ集積場の設置補助を実施。 ・資源物を中心に第三者における持ち去り行為の防止策として、民間警備会社への業務委託により2班体制でのパトロールを実施。</p>	<p>【効果】 ・クリーンにいがた推進員と連携した活動により、新ごみ減量制度開始後のごみ量の維持、組成調査による分別成果、クリーンアップ作戦への参加率増といった効果が認められる。 ・自治会のごみステーションへの支援により、ステーションの環境が整備され、違反ごみの減少につながった。</p> <p>【課題】 ・共同住宅のごみステーションの一部において違反ごみの排出状況が改善していない。 ・プラスチックごみと資源たるプラスチック製容器包装の区分の周知が十分でなく、違反ごみになる場合がある。 ・違反シールの貼付状況を正確に把握していない。 ・第三者による持ち去り行為に対し、罰則を含めた条例の一部改正による対応が必要。</p>	<p>△</p>
基本施策2 不法投棄などへの対策	これまでの取組	効果・課題	評価
<p>不法投棄・不法焼却に対する監視・連絡体制を強化し、未然防止・早期対応に努めます。 また、地域一斉清掃や自主的な美化活動の促進を通じ、意識の向上を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パトロールの強化 ・監視カメラなどの設置 ・不法投棄等通報協定の締結 ・不法投棄等防止対策連絡会の設置 ・地域一斉清掃などへの市民参加の推進 ・自治会等による自主的な美化活動の促進 	<p>【監視体制の強化】 ・各区役所、東西清掃事務所と連携して不法投棄対策パトロールを実施するとともに、民間警備会社への業務委託により休日、夜間、早朝のパトロールを強化。 ・人目につきにくい場所や時間帯を狙った不法投棄対策として、各区役所と連携して監視カメラ・不法投棄禁止看板を設置。 ・廃棄物対策課、各区役所への苦情通報に加え、24時間不法投棄ホットラインを設置。 ・亀田郷不法投棄等防止対策連絡会を設置するとともに、新潟市参加の団体と業界団体との間で不法投棄通報協定を締結。</p> <p>【美化活動の促進】 ・地域一斉清掃やボランティア清掃を定期的実施し市民参加を推進。 ・地域清掃活動費等補助金(環境美化活動事業費、不法投棄処理事業費)の助成による地域美化活動の促進。</p>	<p>【効果】 ・不法投棄対策の強化により家電の不法投棄については減少がみられる(不法投棄件数 H19:434件 H20:576件 H21:485件 H22:309件)。 ・地域一斉清掃等の参加者は年々増加している(ボランティア清掃参加人数 H19:72,217人 H20:96,465人 H21:110,939人)。</p> <p>【課題】 ・市内全体の不法投棄に係る情報の収集及び整理が課題。 ・家電の不法投棄については減少傾向がみられるものの、その他の不法投棄については多様化しており全体把握が困難。 ・地域一斉清掃等の美化活動に参加したことのない人が未だ多く存在。</p>	<p>△</p>
基本施策3 ぼい捨て等防止条例の制定	これまでの取組	効果・課題	評価
<p>ぼい捨てなどの行為をなくすため、罰則付き条例の制定を検討します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ぼい捨て等防止条例の制定 ・日常的な環境美化指導員によるパトロール 	<p>・「新潟市ぼい捨て等及び路上喫煙の防止に関する条例」をH20年10月より施行し、H21年1月から違反者に対して過料1,000円の徴収を開始(罰則適用件数 H20:60件 H21:215件 H22:153件)。 ・6名の環境美化指導員が2人一組の3班体制で市内全域を巡視。</p>	<p>【効果】 ・「新潟市ぼい捨て等及び路上喫煙の防止に関する条例」制定の結果路上喫煙制限区域内での喫煙率(※)が減少するなど一定の効果がみられる(喫煙率 条例施行前H20年9月:1.30% 条例施行後1年間平均:0.14%)。 (※制限区域内12地点で定点観測し喫煙者数を歩行者数で除した値)</p> <p>【課題】 ・今後さらにぼい捨てを減少させるため、キャンペーン等を通じた条例の周知徹底が必要。</p>	<p>○</p>

○:計画通り実施し効果が発現、△:計画通り実施(一部実施を含む)したが効果が不十分、×:計画通り実施できず効果が低い又は不明

基本方針5 収集・処理体制の整備

資料5別紙5

<評価>

基本施策1 効率的な収集運搬体制の構築	これまでの取組	効果・課題	評価
<p>10種13分別収集を的確に行えるよう、効率的で安全な収集運搬体制を構築します。また、経費削減を図るため、収集運搬業務委託の契約方法を見直します。なお、収集行程における環境負荷を軽減するため、天然ガス車などでの収集を行います。</p>	<p>・委託料算定方法を全市で統一。 ・収集運搬業者の委託方法について、一部地域で一般競争入札を導入。 ・収集行程における環境負荷低減のため、天然ガス車での収集を行い、現在12台が運行中。</p>	<p>【効果】 ・委託料算定方法を全市統一したことで、品目ごとのコスト比較が可能となった。</p> <p>【課題】 ・品目ごとのコスト格差・効率性について、検証が必要。</p>	○
<p>基本施策2 効率的な適正処理・処分の実施</p> <p>処理・処分については、安全で適正な体制整備に努めるとともに、経済性・効率性を考慮した体制整備を推進します。 焼却施設においては、発電などのエネルギー回収を図るとともに、資源化の推進を最終処分場の延命化の観点から、溶融処理を推進します。 なお、資源化の推進については、民間処理業者の充実が重要なことから、育成を図ります。</p>	<p>これまでの取組</p> <p>・経済性・効率性の観点から資源ごみ等に係る搬入施設を集約化。 ⇒ 飲食用びん・缶に係る施設を集約 ⇒ 容リプラに係る選別施設を集約 ⇒ これまで県外で処理していた蛍光管の市内での処理</p> <p>・溶融設備及びエネルギー回収設備を備えた新・新田焼却場の整備を行い、H24年度より供用開始予定。 ・新田、亀田、新津の清掃センターでは、ごみ焼却から発生する余熱を隣接施設へ供給。 ・民間処理業者での蛍光管や枝葉のリサイクルを推進。</p>	<p>【効果】 ・従来各施設に搬入されていた資源ごみ等について集約化を図ることで、経済性・効率性が向上。 ・新・新田焼却場は現施設の発電量1,900KWに対し、新施設では7,800KWの発電量に向上(1,900KW:4,600世帯分→7,800KW:19,000世帯分)。 ・化石燃料等の使用を減少することによるCO2排出量の抑制。 ・従来ごみとして処理していた枝葉のリサイクルにより資源化が促進。</p> <p>【課題】 ・新・新田焼却場において、稼働後の検証が必要。</p>	○
<p>基本施策3 焼却施設の整備</p> <p>本市の基幹的な焼却施設である新田清掃センターの更新施設を整備します。整備にあたっては、DBO方式(公設民営)により経費削減に努めるとともに、溶融やエネルギー回収機能を備えた資源循環型の施設を整備します。</p>	<p>これまでの取組</p> <p>・溶融やエネルギー回収設備を備えた新・新田清掃センターをDBO(公設民営)方式により整備。</p>	<p>【効果】 ①経費削減:8,518,959千円の削減 ②資源化率:H17 0.2%→5.5%(設計値) ③埋立率:H17 10.8%→2.8%(設計値)</p> <p>【課題】 ・新・新田焼却場において、稼働後の検証が必要。</p>	○
<p>基本施策4 最終処分場の整備</p> <p>新潟地区において、現有埋立処分地の埋立が完了する見通しであることから、その代替として、新たな最終処分場を整備します。</p>	<p>これまでの取組</p> <p>・現有埋立処分地の残余年数を見据え、平成24年度の供用開始に向けた(仮称)新赤塚埋立処分地の整備を推進。</p>	<p>【効果】 ・(仮称)新赤塚埋立処分地の整備及びごみ量の減少により、新潟市の最終処分場残余年数は15年から22年に向上(現計画で新赤塚は38年度末から45年度末まで延伸予定)。</p> <p>【課題】 ・引き続き残余年数が逼迫しないよう、将来的なごみ量を見据えた最終処分場の整備のあり方の検討が必要。</p>	○
<p>基本施策5 長期的な処理体制の検討</p> <p>本市の廃棄物処理施設は合併した経緯から小規模施設が多いこと、また、合併建設計画においてもいくつかの整備計画が盛り込まれていることから、今後の施設整備にあたっては、環境負荷の軽減と経済性・効率性の観点から、施設の統廃合も含め、総合的な検討を行います。</p>	<p>これまでの取組</p> <p>・埋立計画により白根、亀田など小規模埋立処分地についてはH23に埋立終了となり廃止。</p> <p>・ごみ量の減少に伴い、経済性・効率性の観点から焼却施設休止に係る視点を定め、市内処理施設について比較検討を実施。</p>	<p>【効果】 ・施設の維持管理費用が軽減。</p> <p>【課題】 ・引き続き施設の適正配置のため、見直しを行うことが必要。</p>	△
<p>基本施策6 災害時のごみ処理対策</p> <p>水害や震災など災害発生時のごみ処理を円滑に行うため、災害の発生に備えた事前の体制整備を進めます。また、他自治体や関連組織などとの連携を強化し、総合的な処理体制の整備を進めます。</p>	<p>これまでの取組</p> <p>・新潟市地域防災計画において「廃棄物処理応急計画」「トイレ対策計画」を策定。 ・東日本大震災にかかる仙台市からの支援要請を受け、民間委託業者のパキューム車5台を派遣し、3月14日から避難所仮設トイレ等のくみ取り作業を開始。また、同様に3月21日以降のごみ収集運搬作業のため直営及び民間委託業者のごみ収集車計8台を派遣。</p>	<p>【課題】 ・東日本大震災における支援状況を踏まえ、現行の体制でのごみ処理対策は不十分であると改めて認識。 ・地域防災計画で定められている「廃棄物処理応急計画」「トイレ対策計画」の迅速な実施可能性について再度検証することが必要。 ・簡易トイレの備蓄のあり方や災害ごみの仮置き場のリストアップ等具体的な対応策の検討が必要。</p>	△

○:計画通り実施し効果が発現、△:計画通り実施(一部実施を含む)したが効果が不十分、×:計画通り実施できず効果が低い又は不明